

宮代町議会ハラスメント根絶条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、宮代町議会ハラスメント根絶条例(令和〇年宮代町条例第〇号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事実関係の把握等）

第2条 条例第3条及び第6条に規定するハラスメントに関する相談は、ハラスメントに関する相談調書（様式第1号）により、ハラスメントに関する申出は、ハラスメントに関する申出書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第4条に規定するハラスメントに関する報告書は、ハラスメントに関する報告書（様式第3号）によるものとする。

（第三者委員会の設置等）

第3条 条例第7条の規定により、設置する第三者委員会の委員は7人とし、次に掲げるもののうちから議長が委嘱する。

- （1）法律等の専門的な知識及び経験を有する者
- （2）心理学等の専門的な知識及び経験を有する者
- （3）男女共同参画推進員
- （4）人権擁護委員
- （5）民生委員・児童委員
- （6）保護司
- （7）総務課長

2 条例第6条の規定により、議員によるハラスメントと認められる行為が確認できたときは、議長の求めに応じ、次に掲げる事項について調査等を行い、その結果について議長に報告するとともに、助言又は提言を行うものとする。

- （1）ハラスメント行為の事実関係の調査に関すること。
- （2）ハラスメント行為に対する措置の妥当性に関すること。
- （3）ハラスメント行為への対応に関すること。
- （4）今後のハラスメントの防止策に関すること。

3 委員の任期は、委嘱した日から前項に規定する助言又は提言を行う日までとし、委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

4 委員会に委員の互選により委員長を置き、委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、議長が招集する。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 委員会は、非公開とする。会議録は、報告書の作成をもって代える。

7 委員会は、その所掌事務の遂行上必要があると認めるときは、関係者（議員及び町議会事務局職員に限る。）に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告させるものとする。

8 前項に規定するもののほか、関係者（議員及び町議会事務局職員を除く。）に対し、資料の提供又は出席を求める必要があると認めるときは、議長に対し、当該関

係者に対する資料の提出又は出席を求め、説明又は報告させるものとする。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

10 委員が委員会に出席したときは、町の附属機関の委員の報酬を基準として、議長が定めた額を支給する。

11 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(公表等)

第3条 条例第7条に規定る公表は、次に掲げる方法のうち、適当な方法により行うものとする。

(1) 宮代町議会だよりへの掲載

(2) 宮代町ホームページへの掲載

(3) その他議長が適当と認める方法

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

ハラスメントに関する相談調書

1	当該行為が行われた日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃
2	当該行為の行われた場所
3	当該行為を行った議員の氏名
4	当該行為が該当する条項 条例第 2 条第 1 項第 号
5	当該行為の内容（具体的に記入してください。）
6	当該行為の目撃者や証人等
7	その他特記事項

（注）プライバシー保護のため、封書により提出してください。

年 月 日

宮代町議会議員
（議会事務局・職・氏名）

宮代町議会議長 様

ハラスメントに関する申出書

1	当該行為が行われた日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃
2	当該行為の行われた場所
3	当該行為を行った議員の氏名
4	当該行為が該当する条項 条例第2条第1項第 号
5	当該行為の内容（具体的に記入してください。）
6	当該行為の目撃者や証人等
7	その他特記事項

（注）プライバシー保護のため、封書により提出してください。

年 月 日

宮代町議会議員
（議会事務局・職・氏名）

宮代町議会議長 様

ハラスメントに関する報告書

1	当該行為が行われた日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃
2	当該行為の行われた場所
3	当該行為を行った議員の氏名
4	当該行為が該当する条項 条例第2条第1項第 号
5	当該行為の内容（具体的に記入してください。）
6	当該行為の目撃者や証人等
7	当該行為を行われた当事者
8	その他特記事項

（注）プライバシー保護のため、封書により提出してください。

年 月 日

宮代町議会議員
（議会事務局・職・氏名）

宮代町議会議長 様